

官報号外 昭和三十四年五月二日

○第三十一回 参議院会議録第二十八号

昭和三十四年五月二日(土曜日)午後一時三十四分開議

議事日程 第二十八号

昭和三十四年五月二日

午後一時開議

第一 中小企業退職金共済法案
(内閣提出、衆議院送付)

第二 水産業小売業者の育成施策
確立に関する請願(十件)

第三 静岡県原町漁民に対する工
場放出汚水毒物による漁業補
償等の請願

第四 さつまいもでん粉の政府買
上げ実施促進に関する請願(二
件)

第五 愛媛県松山港を植物防疫法
正に関する請願

第六 水産業協同組合法の一部改
正に関する請願

第七 新農山漁村建設総合対策事
業費国庫補助増額に関する請願

第八 漁業共済制度助成に関する請
願

第九 漁業共済規程の一部改正に
関する請願

第一〇 漁業協同組合の育成強化
に関する請願

第一一 水産物価格安定制度確立
等に関する請願

第二四 離島振興法に基く国庫補
助増額の請願

運輸委員 片岡 文重君
建設委員 森 八三一君

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
案を可決した旨衆議院に通知した。
防衛厅設置法の一部を改正する法律
案

自衛隊法の一部を改正する法律案
同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

防衛厅設置法の一部を改正する法
律 第二六 でい醉犯罪者の保安処分
法制定促進に関する請願(二件)

第二七 でい醉犯罪者の保安処分
法制定促進等に関する請願
第二八 大阪府吹田市山田地区の
電話改善に関する請願

第二九 無線通信機器保守工事業
者認定制度に関する請願(二件)
議決を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を皇居造営審
議会委員に任命することについて国会
法第三十九条但書の規定により本院の
議決を求める旨の要求書を受領した。

第三〇 副議長(平井太郎君) 諸般の報告
は、朗読を省略いたします。

昨一日議長において、左の常任委員の
辞任を許可した。

内閣委員 吉田 法晴君
地方行政委員 森 八三一君
大蔵委員 平林 剛君
運輸委員 片岡 文重君
社会労働委員 森 清澤
農林水産委員 藤田 進君
商工委員 大和 与一君

同 同 同 同 同
同 同 同 同 同
同 同 同 同 同
同 村上 義一
委員長 久保 等

○副議長(平井太郎君) これより本日
の会議を開きます。

この際、日程に追加して、国会法第
三十九条但書の規定による議決に關す
る件(皇居造営審議会委員)を議題とす
ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(平井太郎君) 御異議ないと
認めます。

内閣から、衆議院議員大野伴陸君、杉
元治郎君、林謹治君、原彪君、益谷
秀次君、松永東君、本院議員大野木秀

次郎君、草葉隆圓君、佐多忠隆君、村
上義一君を皇居造営審議会委員に任命
することについて、本院の議決を求め
て参りました。これらの諸君が同委員
につくことに賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認
めます。よって本件は、全会一致を
もつて、これらの諸君が皇居造営審議
会委員につくことができると譲渡され
ました。

○副議長(平井太郎君) 日程第一、中
小企業退職金共済法案(内閣提出、衆
議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社
会労働委員長久保等君。

審査報告書

中小企業退職金共済法案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年四月三十日

委員長 久保 等

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業の従業員
制度を創設し、これに関し必要な
事項を定めるとともに、その運営

にあたる中小企業退職金共済事業
團について組織、財務その他所要
の事項を定めようとするものであ
つて適當な措置と認める。

社会労働委員 大野伴陸君、杉
元治郎君、林謹治君、原彪君、益谷
秀次君、松永東君、本院議員大野木秀

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。
 (業務の委託)

第四十六条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、退職金等の支給並びに掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、労働大臣の認可を受け、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対して、調査、広報その他その業務(前項に規定するものを除く)の一部を委託することができる。

3 前二項に規定するものは、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受ける。

(事業年度)

第四十七条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日で終る。
 (予算等の認可)

第四十八条 事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第四十九条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。
 (財務諸表)

第五十条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、後二月以内に労働省令で定める方法によつてはならない。

算書(以下この条において「財務諸表」といふ)を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十一条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうち、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金の制限)

第五十二条 事業団は、借入金をしてはならない。ただし、第四十四条第一項第一号に掲げる業務を行うため必要な場合において、あらかじめ、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(余裕金の運用)

第五十三条 事業団は、業務上の余裕金を運用するにあつては、第三項に規定するもののほか、次の各号に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

1 労働大臣及び通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は金銭信託

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

2 事業団は、運用方法を特定する金銭信託又は不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合は、あらかじめ、労働大臣の承認を受けなければならない。

3 事業団は、政令で定めるところにより、業務上の余裕金のうち一定の金額を資金運用部に預託して運用しなければならない。

4 事業団は、四半期ごとに業務上の余裕金の運用計画を作成し、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告及び検査)

第五十七条 事業団は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(監督)

第五十八条 事業団は、労働大臣が監督する。事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

2 労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、通商産業大臣と協議しなければならない。

1 第四十五条第一項、第四十六条第二項又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

2 労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、通商産業大臣と協議しなければならない。

1 第四十五条第一項、第四十六条第二項又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

2 第五十六条の規定による労働省令を定めようとするとき。

3 労働大臣及び通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、大臣と協議しなければならない。

1 第五十三条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(解散)

第五十九条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第六十条 労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、大臣と協議しなければならない。

1 第四十五条第一項、第四十八条第二項又は第五十四条又は第五十五条の規定による認可をしようとするとき。

2 第四十五条第二項、第五十四条第三項、第五十五条の規定による認可をしようとするとき。

3 第五十六条の規定による指定をしようとするとき。

4 第五十六条の規定による労働省令を定めようとするとき。

5 業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金に融通されるよう配慮されなければならない。

(財産の処分等の制限)

第五十四条 事業団は、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(規程)

第五十五条 事業団は、業務開始の際、次の各号に掲げる事項について規程を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

1 第四十五条第一項、第四十八条第二項又は第五十四条又は第五十五条の規定による認可をしようとするとき。

2 第五十三条第四項の規定による認可をしようとするとき。

3 第五章 国の補助

(国による補助)

第五十六条 国は、毎年度、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

1 掛金納付月数(共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下この号において同じ。)が八十四月以上である場合に、大蔵大臣と協議して同じ。が八十四月以上である場合に、大蔵大臣と協議して同じ。

を百円で除した数を乗じて得た金額を事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が六十月をこえるときは、六十月）をこえるべからざきない。

次の二号を加える。
六ノ十一ノ四 中小企業退職金
共済事業団ノ中小企業退職金
共済法第七条第三項ニキテ
発スル退職金共済手帳又ハ同
法第十一条ノ退職金若ハ同法第
十三条ノ解約手当金ニ闕スル
証書、帳等

証書、帳簿

第十一條 所導說法（昭和二十二年）

法律第二十七号) の一部を次のように改正する。

勅令を定めようとするときは、
大蔵大臣及び通商産業大臣と協議
しなければならない。

第九条 登録法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のよう
に改正する。

第十九条第二十七号の次に次の
一號を加える。

二十七ノ二 中小企業退職金共

濟事業團為中小企業退職金規
第44條第1項第2号

又ハ第二号ノ業務ノ用ニ供ス

ル建物又ハ土地ノ権利ノ取得
又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙稅法（明治三十二年法
律第五十四号）の一部を次のよう

第五条第六号ノ十一ノ三の次に
に改正する。

第六号の次に次の一号を加える。
七 中小企業退職金共済事業団の監督その他監督を行うこと。
承認その他の監督を行ふこと。
第七条中第七号を第八号とし、
共済法の施行に関すること。
労働基準法の施行及び改
ること。
第六号の次に次の一号を加える。
七 中小企業退職金共済事業団の監督その他監督を行うこと。
承認その他の監督を行ふこと。
第七条中第七号を第八号とし、
共済法の施行に関すること。
労働基準法の施行及び改
ること。

三月	11,500円	五万九千五百元
四月	10,500円	五万零五百元
五月	10,500円	五万零五百元
六月	10,500円	五万零五百元
七月	10,500円	五万零五百元
八月	10,500円	五万零五百元
九月	10,500円	五万零五百元
十月	10,500円	五万零五百元
十一月	10,500円	五万零五百元
十二月	10,500円	五万零五百元

九六月	一四四〇〇円	一四一〇〇円	一四〇〇〇円
九七月	一四〇〇〇円	一三九〇〇円	一三八〇〇円
九八月	一三九〇〇円	一三八〇〇円	一三七〇〇円
九九月	一三八〇〇円	一三七〇〇円	一三六〇〇円
一〇〇月	一三七〇〇円	一三六〇〇円	一三五〇〇円
一〇一月	一三六〇〇円	一三五〇〇円	一三四〇〇円
一〇二月	一三五〇〇円	一三四〇〇円	一三三〇〇円
一〇三月	一三四〇〇円	一三三〇〇円	一三二〇〇円
一〇四月	一三三〇〇円	一三二〇〇円	一三一〇〇円
一〇五月	一三二〇〇円	一三一〇〇円	一三〇〇〇円
一〇六月	一三一〇〇円	一三〇〇〇円	一二九〇〇円
一〇七月	一三〇〇〇円	一二九〇〇円	一二八〇〇円
一〇八月	一二九〇〇円	一二八〇〇円	一二七〇〇円
一〇九月	一二八〇〇円	一二七〇〇円	一二六〇〇円
一〇十月	一二七〇〇円	一二六〇〇円	一二五〇〇円
一〇一一月	一二六〇〇円	一二五〇〇円	一二四〇〇円
一〇一二月	一二五〇〇円	一二四〇〇円	一二三〇〇円
一〇一月	一二四〇〇円	一二三〇〇円	一二二〇〇円
一〇二月	一二三〇〇円	一二二〇〇円	一二一〇〇円
一〇三月	一二二〇〇円	一二一〇〇円	一二〇〇〇円
一〇四月	一二一〇〇円	一二〇〇〇円	一一九〇〇円
一〇五月	一二〇〇〇円	一一九〇〇円	一一八〇〇円
一〇六月	一一九〇〇円	一一八〇〇円	一一七〇〇円
一〇七月	一一八〇〇円	一一七〇〇円	一一六〇〇円
一〇八月	一一七〇〇円	一一六〇〇円	一一五〇〇円
一〇九月	一一六〇〇円	一一五〇〇円	一一四〇〇円
一〇一月	一一五〇〇円	一一四〇〇円	一一三〇〇円
一〇二月	一一四〇〇円	一一三〇〇円	一一二〇〇円
一〇三月	一一三〇〇円	一一二〇〇円	一一一〇〇円
一〇四月	一一二〇〇円	一一一〇〇円	一一〇〇〇円
一〇五月	一一一〇〇円	一一〇〇〇円	一〇九〇〇円
一〇六月	一一〇〇〇円	一〇九〇〇円	一〇八〇〇円
一〇七月	一一〇〇〇円	一〇八〇〇円	一〇七〇〇円
一〇八月	一一〇〇〇円	一〇七〇〇円	一〇六〇〇円
一〇九月	一一〇〇〇円	一〇六〇〇円	一〇五〇〇円
一〇一月	一一〇〇〇円	一〇五〇〇円	一〇四〇〇円
一〇二月	一一〇〇〇円	一〇四〇〇円	一〇三〇〇円
一〇三月	一一〇〇〇円	一〇三〇〇円	一〇二〇〇円
一〇四月	一一〇〇〇円	一〇二〇〇円	一〇一〇〇円
一〇五月	一一〇〇〇円	一〇一〇〇円	一〇〇〇〇円

二七月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
一八月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
一九月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
二十月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
二十一月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
二十二月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
二十三月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
二十四月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
二十五月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
二十六月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
二七月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
二十八月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
二十九月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
三十月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
三十一月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
三十二月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
三十三月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
三十四月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
三十五月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
三十六月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日
三七月	一四九〇日 大九〇日	一四九〇日 大九〇日

官 報 (号 外)

二六四月	一四六,九〇〇円	六六,〇五〇円
二六五月	一四六,七〇〇円	六六,〇五〇円
二六六月	一四六,九〇〇円	六六,〇五〇円
二六七月	一四六,七〇〇円	六六,〇五〇円
二六八月	一四六,九〇〇円	六六,〇五〇円
二六九月	一四六,九〇〇円	六六,〇五〇円
二七〇月	一四六,九〇〇円	六六,七五〇円
二七一月	一四六,九〇〇円	六九,二一〇円
二七二月	一四六,九〇〇円	六九,六七〇円
二七三月	一四六,九〇〇円	七〇,一三〇円
二七四月	一五六,八〇〇円	七〇,六〇〇円
二七五月	一五六,八〇〇円	七〇,六〇〇円
二七六月	一五六,八〇〇円	七一,五〇〇円
二七七月	一五〇,〇〇〇円	七一,〇〇〇円
二七八月	一五〇,〇〇〇円	七二,五〇〇円
二七九月	一五〇,〇〇〇円	七三,九〇〇円
二八〇月	一五〇,〇〇〇円	七三,九〇〇円
二八一月	一五〇,〇〇〇円	七三,九〇〇円
二八二月	一五〇,〇〇〇円	七三,九〇〇円
二八三月	一五〇,〇〇〇円	七三,九〇〇円
二八四月	一五〇,〇〇〇円	七三,九〇〇円

二八五月	一六六,500円
二八六月	一六九,500円
二八七月	一七〇,500円
二八八月	一七一,500円
二八九月	一七三,500円
二九〇月	一七五,500円
二九一月	一七五,500円
二九二月	一七六,500円
二九三月	一七七,500円
二九四月	一七八,500円
二九五月	一七八,500円
二九六月	一七八,500円
二九七月	一八〇,500円
二九八月	一八一,500円
二九九月	一八二,500円
三〇〇月	一八三,500円
三〇一月	一八四,500円
三〇二月	一八七,500円
三〇三月	一八九,500円
三〇四月	一九〇,500円
三〇五月	一九一,500円

三一七月	100万円	110万円
三一八月	100万円	100万円
三一九月	100万円	100万円
三一十月	100万円	100万円
三一十一月	100万円	100万円
三一十二月	100万円	100万円
三二一月	100万円	100万円
三二二月	100万円	100万円
三二三月	100万円	100万円
三二四月	100万円	100万円
三二五月	100万円	100万円
三二六月	100万円	100万円
三二七月	100万円	100万円
三二八月	100万円	100万円
三二九月	100万円	100万円
三二十月	100万円	100万円
三二十一月	100万円	100万円
三二十二月	100万円	100万円
三三一月	100万円	100万円
三三二月	100万円	100万円
三三三月	100万円	100万円
三三四月	100万円	100万円
三三五月	100万円	100万円
三三六月	100万円	100万円
三三七月	100万円	100万円
三三八月	100万円	100万円
三三九月	100万円	100万円
三三十月	100万円	100万円
三三十一月	100万円	100万円
三三一二月	100万円	100万円
三四一月	100万円	100万円
三四二月	100万円	100万円
三四三月	100万円	100万円
三四四月	100万円	100万円
三四五月	100万円	100万円
三四六月	100万円	100万円
三四七月	100万円	100万円

三四八月	110,000円	110,000円	110,000円
三五〇月	110,100円	110,100円	110,100円
三五一月	110,200円	110,200円	110,200円
三五二月	110,300円	110,300円	110,300円
三五三月	110,400円	110,400円	110,400円
三五四月	110,500円	110,500円	110,500円
三五五月	110,600円	110,600円	110,600円
三五六月	110,700円	110,700円	110,700円
三五六月	110,800円	110,800円	110,800円
三五七月	110,900円	110,900円	110,900円
三五八月	111,000円	111,000円	111,000円
三五九月	111,100円	111,100円	111,100円
三六〇月	111,200円	111,200円	111,200円
三六一月	111,300円	111,300円	111,300円
三六二月	111,400円	111,400円	111,400円
三六三月	111,500円	111,500円	111,500円
三六四月	111,600円	111,600円	111,600円
三六五月	111,700円	111,700円	111,700円
三六六月	111,800円	111,800円	111,800円
三六七月	111,900円	111,900円	111,900円
三六八月	112,000円	112,000円	112,000円

三六九月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三七十月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三七十一月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三七十二月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三七十三月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三七十四月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三七五月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三七六月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三七七月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三七八月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三七九月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三八〇月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三八一月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三八二月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三八三月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三八四月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三八五月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三八六月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三八七月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三八八月	十六日 五百円	二十六日 六百円
三八九月	十六日 五百円	二十六日 六百円

三九〇円	五百六十円	五百四十円
三九一月	五百四十円	五百二十円
三九二月	五百二十円	五十五円
三九三月	五十五円	五十五円
三九四月	五十五円	五十五円
三九五月	五十五円	五十五円
三九六月	五十五円	五十五円
三九七月	五十五円	五十五円
三九八月	五十五円	五十五円
三九九月	五十五円	五十五円
四〇〇月	五十五円	五十五円
四〇一月	五十五円	五十五円
四〇二月	五十五円	五十五円
四〇三月	五十五円	五十五円
四〇四月	五十五円	五十五円
四〇五月	五十五円	五十五円
四〇六月	五十五円	五十五円
四〇七月	五十五円	五十五円
四〇八月	五十五円	五十五円
四〇九月	五十五円	五十五円
四〇十月	五十五円	五十五円

四一月	新大正月 新正月	1月1日
四二月	正月 正月	1月2日
四三月	新正月 新正月	1月3日
四四月	新正月 新正月	1月4日
四五月	新正月 新正月	1月5日
四六月	新正月 新正月	1月6日
四七月	新正月 新正月	1月7日
四八月	新正月 新正月	1月8日
四九月	新正月 新正月	1月9日
四十月	新正月 新正月	1月10日
四十一月	新正月 新正月	1月11日

四五三月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五四月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五五月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五六月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五七月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五八月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五九月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五十月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五十一月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五十二月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五三月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五四月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五五月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五六月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五七月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五八月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五九月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五十月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五十一月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円
四五十二月	西洋銀100円 銀110円	110円	五百円

五一六月	莫米河口	莫米河口
五一七月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五一八月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五一九月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五一十月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五一十一月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五一十二月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二一月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二二月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二三月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二四月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二五月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二六月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二七月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二八月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二九月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二十月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二十一月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二二月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二三月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二四月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二五月	拉普拉特河口	拉普拉特河口
五二六月	拉普拉特河口	拉普拉特河口

別表第二	五三七月	交渉料50円	201180円
五四八月	交渉料10円	102360円	萬圓1000円
五四九月	交渉料10円	102360円	萬圓1000円
五三八〇	交渉料10円	102360円	萬圓1000円
	大老だ10 五二三、四九 西西	大老だ10 五二三、四九 西西	大老だ10 五二三、四九 西西
	○田に、四 八〇月をこ える一月に	○田に、四 八〇月をこ える一月に	○田に、四 八〇月をこ える一月に
	つき二、八	つき一、七	つき一、七
	二〇円を加 算した金額	二〇円を加 算した金額	二〇円を加 算した金額
金額	月数	月数	月数
一〇〇円	一〇〇日	一〇〇日	一〇〇日
八一〇円	八一〇日	八一〇日	八一〇日
七一〇円	七一〇日	七一〇日	七一〇日
六一〇円	六一〇日	六一〇日	六一〇日
五一〇円	五一〇日	五一〇日	五一〇日
四〇〇円	四〇〇日	四〇〇日	四〇〇日
三〇〇円	三〇〇日	三〇〇日	三〇〇日
二〇〇円	二〇〇日	二〇〇日	二〇〇日
一〇〇円	一〇〇日	一〇〇日	一〇〇日
九一〇円	九一〇日	九一〇日	九一〇日
八一〇円	八一〇日	八一〇日	八一〇日
七一〇円	七一〇日	七一〇日	七一〇日
六一〇円	六一〇日	六一〇日	六一〇日
五一〇円	五一〇日	五一〇日	五一〇日
四〇〇円	四〇〇日	四〇〇日	四〇〇日
三〇〇円	三〇〇日	三〇〇日	三〇〇日
二〇〇円	二〇〇日	二〇〇日	二〇〇日
一〇〇円	一〇〇日	一〇〇日	一〇〇日
二月	二月	二月	二月

一、三四〇円	一月
一、四五〇円	二月
一、五五〇円	三月
一、六六〇円	四月
一、七七〇円	五月
一、八八〇円	六月
一、九九〇円	七月
二、一〇〇円	八月
二、二一〇円	九月
二、三三〇円	十月
二、四三〇円	十一月
二、五四〇円	十二月
二、六五〇円	正月
二、七六〇円	二月
二、八八〇円	三月
二、九九〇円	四月
三、一一〇円	五月
三、三三〇円	六月
三、四五〇円	七月
三、五五〇円	八月
三、五七〇円	九月

三、六九〇円	三四四
三、八一〇円	三五四
三、九一〇円	三六四
四、〇四〇円	三七四
四、一六〇円	三八四
四、二八〇円	三九四
四、四〇〇円	四〇四
四、五三〇円	四一四
四、六五〇円	四二四
四、七七〇円	四三四
四、八九〇円	四四四
五、〇二〇円	四五四
五、一四〇円	四六四
五、二七〇円	四七四
五、三九〇円	四八四
五、五一〇円	四九四
五、六五〇円	五〇四
五、七七〇円	五一四
五、九〇〇円	五二四
六、〇三〇円	五三四
六、一六〇円	五四四

○久保等君登壇、拍手
た中小企業退職金共済法案につきましては、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。
本法律案は、衆議院において修正をされ、四月一日、本院に送付せられたものであります。由来、中小企業、零細企業の従業員が、その労働条件において、大企業の従業員に比べて著しく劣位に置かれていることは、つとに知悉せられるところであり、過ぐる最低賃金法案審議に際しても、また認識を新たにせられたのであります。
退職金制度について見ましても、大企業においては、すでに充実した制度の普及をみているのに対し、中小企業、零細企業の多くは制度の片りんすら見出しえない実情であります。かかる状態に置かれた従業員が、その勤労意欲をそがれることは理の当然というべき、さらには、事業主側よりする求人難の歎きとなり、ひいてはこれがいわゆる中小企業の体質改善をばねる隘路の一歩となっていることも、また明らかであると言わねばなりません。この窮状打開の一方途として、個々の企業能力では実施の困難な従業員退職金制度を、多数の企業の協力によって実現し

に、中小企業退職金共済制度を創立するとともに、中小企業退職金共済事業団を設けて制度の運営に当らしめるものであります。すなわち、

第一に、制度の対象とする事業主の範囲をその常用従業員数によって限定し、商業及びサービス業については三百人以下、その他の事業については百人以下とすること。なお、共済契約の締結は任意とすること。

第二に、掛金は事業主の負担とし、月額は従業員一人につき二百円以上三千円以下とすること。

第三に、退職給付は、退職金及び解約手当金とし、その額については、二年未満のものを除き、掛け金の納付月数によりて定めること。なお、掛け金月額の二百円に対応する部分のみについて、掛け金納付月数七年以上十年未満の場合五%、十年以上の場合一〇%の国庫補助を、それぞれ退職給付について行うこと。

第四に、この制度を安全確実かつ永続的に実施運営せしめるため、中小企業退職金共済事業団を設置すること。

なお、事業団は、積立金の運用によつて従業員の福祉施設の経営を行ひ得ること。

正のおもなる点を申し上げます。

第一に、事業主の制度加入は、原案においては任意制であつたのを、関係事業所の全従業員を被共済者たらしめ得るよう任意包括制をとつたこと。

第二に、国庫補助の対象は、原案においては掛金納付月数七年以上の場合であつたのを、五年以上と、二年引き下げたこと。

第三に、共済契約締結に当つては、従業員の意見を聞き、かつ、その意に反してはならない旨規定したこと。

第四に、本制度を円滑に運用するため、労働大臣の諸問機関として、学識経験者よりなる中小企業退職金共済審議会を労働省に設置すること。

第五に、掛金納付月数二年以上の従業員が、退職して一年以内に再び被共済者となつたときは、前後の掛金納付月数を清算し得ること。

第六に、原案においては、退職給付の内容は、掛金納付月数四年で掛金の元金全額、五年半で元利合計となつていたのを、それぞれ三年半、四年半と短縮したこと。

以上であります。

社会労働委員会におきましては、四月八日、提案理由説明及び衆議院修正の説明を聴取し、四月三十日には熱

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(平井太郎君) 日程第二より第十七までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(平井太郎君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長秋山俊一郎君。

審査報告書(農林水産委員会第二号)

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第一六九号、第一八五一号、
第一八五二号、第一八五三
号、第一八五四号、第一八五
五号、第一八五六号、第一八
六一号、第一八六四号、第一
八七九号 水産物小売業者の
育成施策確立に関する請願
第一七一号 静岡県原町漁民
に対する工場放出汚水毒物に
による漁業補償等の請願

ようとするいわゆる共同退職金積立制度の機運が、各地の事業主の間に生じて参りました。しかしながら、これらの制度は準拠し得べき適当な法律度を欠くうらみがありますので、新たな立法措置を講じて、安全確実な退職金共済制度を確立し、もつて従業員の福祉向上と雇用安定とに貢献せしめ、ひいて中小企業の振興に寄与せしめんとするのが、政府の本法律案を提出するに至った理由であります。

政府原案の骨子とすることは、さ

第五に、事業団の余裕金の運用については、その安全かつ効率的な運用を害しない範囲において、中小企業への還元融資を考慮すること。

第六に、既存の共同退職金積立制度をも本制度に吸収し得る道を開くこと。

第七に、掛金についての全額免税措置や、退職金を退職所得とみなす措置等、必要な税法上の減免措置を別途講ずること。

以上であります。

心な質疑が行われましたが、詳細は委員会会議録により御承知いただきたいと存じます。

かくて質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、格別の発言もなく、統一で採決に入りましたところ、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

官報(号外)	三、六九〇円	三、八一〇円	三、九一〇円	四、〇四〇円	四、一六〇円	四、一八〇円	四、四〇円	四、五三〇円	四、五七〇円	四、六五〇円	四、七七〇円	四、八九〇円	五、〇二〇円	五、一四〇円	五、三九〇円	五、五二〇円	五、六五〇円	五、七七〇円	五、九〇〇円	六、一六〇円	五四月
	三五月	三六月	三七月	三八月	三九月	三十月	四〇月	四一月	四二月	四三月	四四月	四五月	四五月	四六月	四七月	四八月	四九月	五〇月	五一月	五六月	五七月

六、二九〇円	五六月
六、五五〇円	五七月
六、六八〇円	五八月
六、八二〇円	五九月
六、九五〇円	六〇月

ようとするいわゆる共同退職金積立制度設立の機運が、各地の事業主の間に生じて参りました。しかしながら、これらの制度は準拠し得べき適当な法律制度を欠くらみがありますので、新たな立法措置を講じて、安全確実な退職金共済制度を確立し、もって従業員の福祉向上と雇用安定とに貢献せしめ、ひいて中小企業の振興に寄与せしめんとするのが、政府の本法律案を提出するに至った理由であります。

政府原案の骨子とするところは、さきに申し述べた趣旨を実現するためには、中小企業退職金共済制度を創立するとともに、中小企業退職金共済事業団を設けて制度の運営に当らしめるものであります。その概要是次の通りであります。すなわち、

第一に、制度の対象とする事業主の範囲をその常用従業員数によって限定し、商業及びサービス業については三十人以下、その他の事業については百人以下とすること。なお、共済契約の締結は任意とすること。

第二に、掛金は事業主の負担とし、月額は従業員一人につき二百円以上三千円以下とすること。

第三に、退職給付は、退職金及び解約手当金とし、その額については、一年未満のものを除き、掛金の納付月数に応じて定めること。なお、掛け金額の二百円に対応する部分のみについて、掛け金納付月数七年以上十年未満の場合五%、十年以上の場合一〇%の国庫補助を、それぞれ退職給付について行うこと。

第四に、この制度を安全確実かつ永続的に実施運営せしめるため、中小企業退職金共済事業団を設置すること。なお、事業団は、積立金の運用によつて従業員の福祉施設の経営を行ひ得ること。

第五に、事業団の余裕金の運用については、その安全かつ効率的な運用を害しない範囲において、中小企業への還元融資を考慮すること。

第六に、既存の共同退職金積立制度をも本制度に吸収し得る道を開くこと。

第七に、掛金についての全額免税措置や、退職金を退職所得とみなす措置等、必要な税法上の減免措置を別途講ずること。

以上であります。

次に、政府原案に対する衆議院の修正のおなる点を申し上げます。

第一に、事業主の制度加入は、原案においては任意制であったのを、関係事業所の全従業員を被共済者たらしめ得るよう任意包括制をとったこと。

第二に、国庫補助の対象は、原案においては掛金納付月数七年以上の場合であつたのを、五年以上と、二年引き下げたこと。

第三に、共済契約締結に当つては、従業員の意見を聞き、かつ、その意に反してはならない旨規定したこと。

第四に、本制度を円滑に運用するため、労働大臣の諸問機関として、学識経験者よりなる中小企業退職金共済審議会を労働省に設置すること。

第五に、掛金納付月数二年以上の従業員が、退職して一年以内に再び被共済者となつたときは、前後の掛金納付月数を通算し得ること。

第六に、原案においては、退職給付の内容は、掛金納付月数四年で掛金の元金全額、五年半で元利合計となつていたのを、それぞれ三年半、四年半と短縮したこと。

以上であります。

心な質疑が行われましたが、詳細は委員会会議録により御承知いただきたいと存じます。

かくて質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、格別の発言もなく、統一で採決に入りましたところ、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(平井太郎君) 日程第二より第十七までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(平井太郎君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長秋山俊一郎君。

審査報告書(農林水産委員会第二号)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一六九二号、第一八五一号、
第一八五二号、第一八五三
号、第一八五四号、第一八五
五号、第一八五六号、第一八
六一号、第一八六四号、第一
八七九号 水産物小売業者の
育成施策確立に関する請願
第一七一一号 静岡県原町漁民
に対する工場放出汚水毒物に
による漁業補償等の請願

